

平成27年度税制改正について～資本金等の額が改正されました。～ (平成27年4月1日以後に開始する事業年度分)

平成27年4月1日以後に開始する事業年度分から、均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」が変わります。

① 「資本金等の額」(地方税法第292条第1項第4号の5)

≪改正前≫

法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額(連結法人については、同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額)

≪改正後≫(平成27年4月1日以後に開始する事業年度分)

法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額(連結法人については、同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額)

ただし、無償増資(※1)、無償減資等による欠損てん補(※2)を行った場合は、調整後の金額

(※1)無償増資

平成22年4月1日以後、利益準備金又はその他利益剰余金による無償増資を行った場合、その増資額を加算する。

(※2)無償減資等による欠損てん補

平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、減資(金銭その他の資産を交付したものを除く)による欠損のてん補を行った場合及び資本準備金の減少による欠損のてん補を行った場合、欠損のてん補に充てた金額を控除する。

平成18年5月1日以後に、剰余金による損失のてん補を行った場合、損失のてん補に充てた金額を控除する。この場合の控除額は、資本金の額又は資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金として計上してから一年以内に損失のてん補に充てた金額に限る。

●申告書を提出する際の添付書類

「資本金等の額」の算定にあたって、無償増資、無償減資等による欠損てん補を行った法人は、**その事実及び金額を証する書類を申告書に添付してください。**(例:株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)、株主資本等変動計算書等)

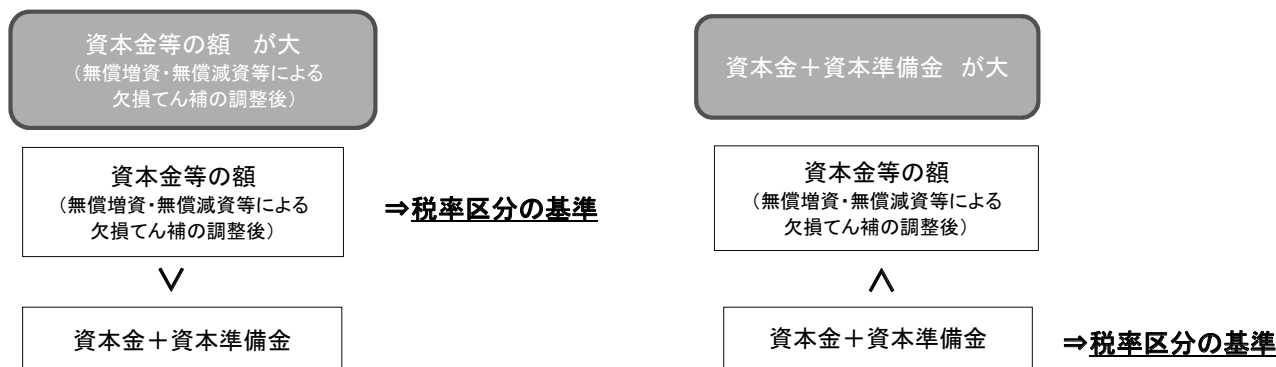
② 「資本金等の額(無償増資、無償減資等による欠損てん補の調整後)」と「資本金の額+資本準備金」の額との比較

①の調整後の資本金等の額と資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を比較し、

大きい方の額を均等割の税率区分の基準とします。(地方税法第312条第6項～第8項)

[原則]

[自己株式の取得等により資本金等の額が大きく減少している場合]



※ 資本金の額

法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」における32の④の欄の金額

※ 資本準備金の額

法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」における33の④の欄の金額

予定申告の経過措置について

平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告については、改正前の規定により算定した前事業年度末日現在の資本金等の額を用いることとする経過措置が設けられています。